## 5 - 103 乗車定員

## 5-103-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあっては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)

乗車定員は、運転者席、座席、座席に準ずる装置及び立席の定員の総和とする。この場合に おいて、次に掲げるものは、座席に準ずる装置として取り扱うものとする。

- ア 患者輸送車、身体障害者輸送車又は救急車に備えられた寝台
- イ 専ら車いすを設置するために設けられた場所に備えた車いすを固定するための空間と装置 連続した座席の座席定員は、次によるものとする。
- ア 幼児専用車以外の自動車にあっては、当該座席の幅を 40cm で除して得た整数値とする。ただし、当該座席の幅から 76cm を引いた値を 40cm で除して得た整数値に2を加えた値を用いることができる。
- イ 幼児専用車にあっては、当該座席の幅を 27cm で除して得た整数値とする。

立席定員は、立席面積の合計を 0.14m<sup>2</sup>で除して得た整数値とする。

立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合以外の場合における乗車定員を算出するときは、補助座席を備える場合にはこれを折りたたんだ状態とし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態とする。ただし、次に掲げる自動車であって、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態とすることができる。

- ア 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車のうち長距離高速及び定期観光に使用するもの
- ウ 特定旅客自動車運送事業用自動車

立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合における乗車定員を算出するときは、当該立席を除くものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあっては、補助座席を使用した状態とする。

幼児用座席を備える幼児専用車又は専ら座席の用に供する床面の 5 - 39 - 2 (1)に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数(小人定員)を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

- (2) (1)の乗車定員は、12 歳以上の者の数をもつて表わすものとする。この場合において、12 歳以上の者 1 人は、12 歳未満の小児又は幼児 1.5 人に相当するものとする。(保安基準第 53 条第 2 項)
- 5-103-2 欠番
- 5-103-3 欠番

## 5-103-4 適用関係の整理

4 - 103 - 4の規定を適用する。